

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝川市は、国民健康保険の資格に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

北海道滝川市長

公表日

令和1年6月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び滝川市国民健康保険条例(昭和46年滝川市条例第80号)に基づき、国民健康保険被保険者等の資格管理並びに被保険者証の交付及び保険給付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>(1)国民健康保険の被保険者等の資格管理に関する事務 (2)被保険者証に関する事務 (3)被保険者資格証明書に関する事務 (4)特別の事情に関する届出に係る事務 (5)高齢受給者証に関する事務 (6)基準収入額適用申請書に関する事務 (7)限度額適用認定証に関する事務 (8)限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (9)標準負担額減額認定証に関する事務 (10)特定疾病受療証に関する事務 (11)特定疾患対象療養に関する事務 (12)修学中の者に関する届出に係る事務 (13)住所地特例に関する届出に関する事務 (14)療養費、高額療養費、特別療養費、出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務 (15)限度額適用・減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の支給に関する事務 (16)入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に関する事務 (17)移送費の支給に関する事務 (18)特別療養給付の事務 (19)一部負担金減免の事務 (20)高額介護合算療養費の支給事務 (21)他の法令による医療に関する給付との調整事務 (22)一時差止に係る保険給付額からの滞納保険税の控除に関する事務</p>
③システムの名称	1 国民健康保険システム・国民健康保険給付システム 2 口座管理システム 3 団体内統合宛名番号システム 4 中間サーバー 5 次期国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格異動ファイル (2)緩和措置異動情報ファイル (3)レセプト情報ファイル (4)高額療養費支給情報ファイル (5)国保療養費支給情報ファイル (6)出産育児一時金支給情報ファイル (7)葬祭費支給情報ファイル (8)標準負担額差額療養費支給情報ファイル (9)口座情報ファイル (10)国保資格取得喪失年月日連携ファイル (11)高額該当引継情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第24条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二の42及び43の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第25条及び第25条の2</p> <p><情報提供> 番号法第19条第7項 別表第二の1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109及び119の項 別表第二主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 ※別表第二の30及び88の項に係る主務省令は未公布</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部保険医療課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滝川市市民生活部保険医療課 073-8686 滝川市大町1丁目2番15号 電話番号 0125-28-8016
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滝川市市民生活部保険医療課 073-8686 滝川市大町1丁目2番15号 電話番号 0125-28-8016

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない